



市政羅針盤

市長が自ら、市政運営の方針を分かりやすくお伝えします。☎秘書政策課 ☎ 36-7117

今月のテーマ いよいよ「マイナンバー制度」が始まります

皆さん、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります。お手元に「通知カード」は届きましたか。通知カードは登録されている住民票の世帯ごと、11月末までにお手元に届くよう、簡易書留にて発送しています。

通知カード見本



表面



裏面

マイナンバーとは、全国民に通知される一人一人異なる12桁の「個人番号」のことです。個人が特定されないように、住所地や生年月日など関係のない番号が割り当てられます。この番号は一生変更されず、生涯使うため、大切に保管しましょう。きちんとしまっても場所を忘れてしまうことがありますので、離れて暮らすご両親や祖父母にも気を掛けてあげてくださいね。

今後、①社会保障関係の手続き（雇用保険の資格取得や給付、医療保険給付、福祉分野の給付、生活保護など）②税務関係の手続き（平成28年分からの確定申告書、届出書など）③災害関係事務（防災・災害対策に関する事務、被災者生活再建支援金の給付など）に、マイナンバーが必要となります。

もし12月になっても届かない場合（住民票の住所に住んでいない人や施設入所中の人など）は、市役所に返送されている場合がありますので、マイナンバー受付・相談窓口へお問い合わせください。この場合、受け取りに来ていただくか、再度住所地へ簡易書留を送付するかなどを決めていただけます。受け取りに来る際は、運転免許証など本人確認ができる書類をお忘れなく。

さて、通知カードが届いて申請手続きをしていただくと、平成28年1月以降に「個人番号カード」の交付を受けることができます。このカードには、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバーなどの記載のほか、本人写真も表示されますので、公的な身分証明書としても使っていただけます。市では、個人番号カードを使って、全国のどのコンビニエンスストアからでも住民票などの証明書交付が受けられるサービスを、平成28年度中に開始します。また将来的には、個人番号カード1枚でさまざまな公共サービスを利用できる「ワンカード化」も研究していきます。

平成29年1月に開設されるマイナポータル（インターネットサイト）では、あなたの個人情報を「いつ・誰が・なぜ提供したのか」を確認できるようになります。また、行政機関が持つ個人情報の内容を確認できるようにもなります。便利な反面、「個人番号カードで個人情報が分かってしまうのでは？」と心配になる人もいるかもしれません。ですが、カードに搭載されるICチップにはカードに書かれている情報と電子証明書のみが記録されます。所得や病気の情報などは記録されませんので、ご安心ください。



マイナンバー受付・相談窓口

マイナンバーや個人番号カードに関する相談窓口を市役所1階に開設しましたので、ご不明な点はお問い合わせください（マイナンバー受付・相談窓口 ☎ 36-7194）。

みんなのひろば

皆さんから寄せられた地域の「ニュース」「イベント」「声」などを紹介します。

長 崎県波佐見町「波佐見児童合唱団」を迎え、島田市青少年少女合唱団とジョイントコンサートを川根文化センターで行いました。コンサートには、島田・川根地区で実施した合唱ワークショップに参加したメンバーも加わり、華やかで盛大なステージとなりました。コンサート終了後は、波佐見児童合唱団を川根温泉に招待し、宿泊先の「山の家」で、両合唱団の交流会を実施。各パートに分かれて、お互い活動のことやコンサートについて意見交換を行い、

充実した楽しいひと時を過ごしました。

歌を通して、市内の子どもたちや両団の交流が深まったこの体験は、参加者の貴重な経験となりました。今後も交流を続けていきたいです。（島田市青少年少女合唱団育成会）

